

大分市屋外広告物条例等の改正方針（案）

1. 条例改正等の背景

屋外広告物は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対し危害を及ぼす恐れのないものでなければならず、これまでも社会情勢の変化等を踏まえ条例や施行規則の改正を行うなど、良好な景観形成や安全対策の推進に努めています。

近年、国交省において「屋外広告物条例ガイドライン」^{※1}に安全点検の義務化等に関する規定が追加され、その後、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」^{※2}が示されたことから、大分市屋外広告物条例等について安全点検に関する規定の追加等を行うものです。

（これまでに行った主な改正概要）

○平成 21 年 8 月

許可を更新する際の安全点検書の提出等に伴う施行規則の改正

○平成 28 年 3 月

広告物所有者等へ適切な管理を求めるため、許可申請対象範囲の見直し等に関する施行規則の改正

※1. 「屋外広告物条例ガイドライン」とは、屋外広告物法に基づく制度の的確な運用を支援するため、地方公共団体に参考として供するための屋外広告物法の運用に関する技術的助言

※2. 「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」とは、屋外広告物の点検の実効性を高めるため、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等を取りまとめた指針

2. 条例改正等の目的

屋外広告物の管理や安全点検を実施する者の要件を、高度な知識と経験を有する資格者に変更することにより、適切な維持管理の推進や詳細な安全点検の実施を行い、老朽化した屋外広告物の落下事故等を未然に防止するなど、安全対策を推進するために改正を行うものです。

3. 主な改正概要

①安全点検に関する規定の追加

屋外広告物の所有者等に対し、**屋外広告物の管理者と同じ資格要件を満たす者**による安全点検を義務化する。

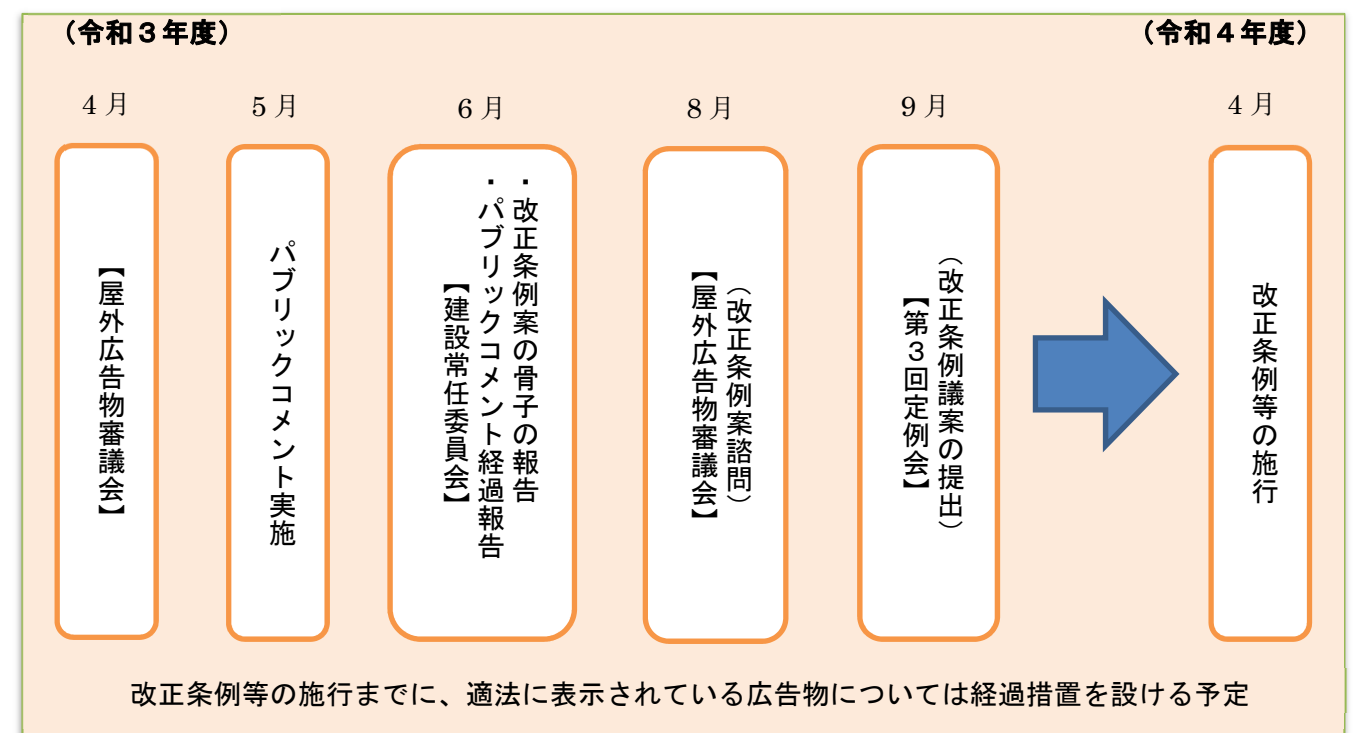
②屋外広告物の管理者の資格要件^{※3}の見直し（施行規則の改正）

管理者の資格要件から「講習会修了者」^{※4}を除外する。

※3. 資格要件（現行）：「屋外広告士」、「広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者」、「1・2級建築士」、**「講習会修了者」**

※4. 「講習会修了者」とは、自治体が行う講習会（1日程度）を受講した者

4. 今後のスケジュール（予定）



* 屋外広告物審議会委員：建設常任委員会正副委員長、国・県・市・警察、学識経験者等 15 名